

令和5年4月1日より、**新生児聴覚検査費用助成事業を始めます**

新生児聴覚検査は、出産後、入院中に行われる赤ちゃんの聞こえの検査です。赤ちゃんがぐっすり眠っているときに、小さな音を聴かせ、その際の反応波形を判定します。

○対象者：令和5年4月1日以降に検査を実施した方
(登米市に住所のある妊婦が出産した新生児)



○助成回数・助成額：初回検査1回分8,000円上限
(上限額を上回った場合は自己負担になります)

○対象となる検査：自動聴性脳幹反応(自動ABR)検査
または耳音響放射(OAE)検査
※出産した医療機関で入院中に検査します。

○受診方法：検査実施医療機関等で新生児聴覚検査受診票(助成券)を提出し、検査を受けてください。

ご確認頂きたいこと

- ・令和5年3月31日以前に検査をうけられた方は対象にはなりません。
- ・受診票は、県内の協力医療機関と県外の一部(岩手県一関市)医療機関で使用できます。
詳細は下記にお問い合わせください。

◎里帰り等で、協力医療機関以外で新生児聴覚検査を受けられる方へ◎
新生児聴覚検査後に申請することにより、検査費用の一部(上記助成額内)を助成します。
申請場所は、各総合支所健康づくり係または健康推進課になります。

- ・申請期限：受診した日から6か月以内
- ・必要なもの：①未使用の新生児聴覚検査受診票(助成券)
②新生児聴覚検査日等が記載された母子健康手帳(写し)
③医療機関が発行する領収書(写し)
④振込先の口座番号等がわかるもの

